

食安輸発1008第1号  
平成25年10月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ニュージーランド産アスパラガスの検査命令免除業者の変更)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年10月7日付け食安輸発1007第1号）により通知したところです。

今般、ニュージーランドにおいて登録輸出業者リストに変更があった旨の報告を受けたことから、同通知の別表33を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。